

第58号議案

芦屋市総合計画の基本構想及び前期基本計画を定めることについて

芦屋市総合計画の基本構想及び前期基本計画を別冊のように定めることについて、芦屋市議会基本条例第17条第3号の規定により、市議会の議決を求める。

令和3年8月30日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

第4次芦屋市総合計画が令和2年度に終了したことに伴い、第5次芦屋市総合計画基本構想（令和3年度から令和12年度まで）及び前期基本計画（令和3年度から令和7年度まで）を定めようとするもの。

第 5 次 芦 屋 市 総 合 計 画
(基本構想・前期基本計画)
(案)

I 章 基本構想

1 それぞれが考えるまちの姿

第5次総合計画における基本構想の検討にあたり、幅広い市民・団体の皆さんに芦屋市の目指すべき将来の姿について意見・提案をいただきました。

<市民ワークショップが提案する将来像>

ア シ ヤ ス マ イ ル ベ ー ス
ASHIYA SMILE BASE

～みんなの声を活かして 次世代へと人がつながり 誰もがイキイキと暮らすまち～

「ASHIYA SMILE BASE」は、

少子高齢化や人口減少が進む中でも、ワクワクできる居心地のいい空間が身近にあり、みんなの笑顔があふれるホームタウンとして、芦屋市が将来にわたり住んで良かったと誇れるまちであり続けることを目指すものです。

「みんなの声を活かして 次世代へと人がつながり 誰もがイキイキと暮らすまち」は、

様々な立場の市民がまちづくりに参加し、ともに未来を見据えて、自分らしく暮らせるまちを創っていくことにより「ASHIYA SMILE BASE」を実現していこうというものです。

※「市民ワークショップ」は、市内在住、在勤、在学の方に参加いただき、市職員も加わって、芦屋市のこれからについて議論しながら、将来像を作成しました。

(平成30年(2018年)10月から平成31年(2019年)1月まで、計5回開催、
延191人[市民126人、市職員65人]参加)

<市内で活動する団体が考える理想の姿>

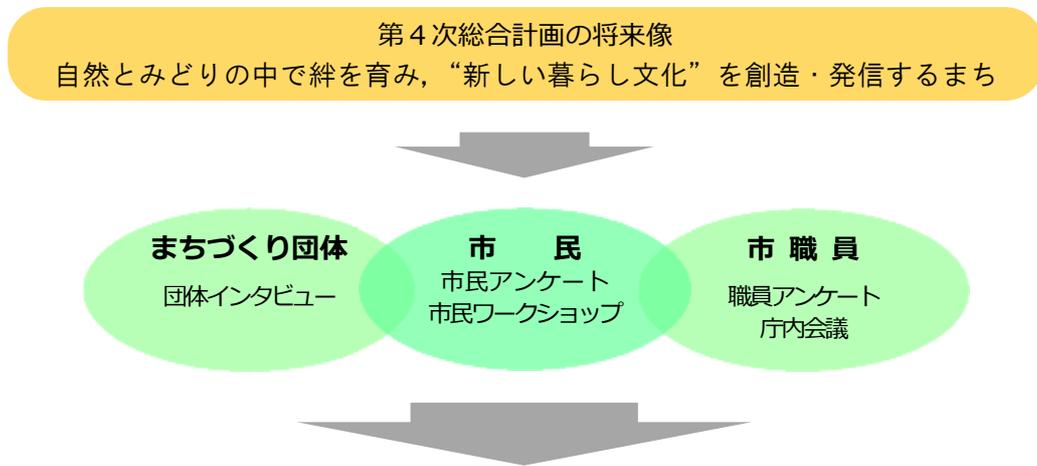
日本一美しく、安全・安心で住みよいまち
国際文化住宅都市 芦屋
住宅を核とした賑わいのあるまち
世界で「唯一」のまち
折り目正しいまち
成熟した大人のまち
一度は住んでみたいまち

など

※市内で様々な活動を行っている28団体に対し、インタビュー形式で芦屋市の強みや理想の姿などをお聞きしました。

2 芦屋市が目指す将来の姿

市民ワークショップで提案された将来像に込められた思いや、市内各団体へのインタビュー内容、市民アンケート結果等の幅広い声を踏まえ、第5次総合計画では基本構想の目標年度である令和12年度（2030年度）に実現する姿を次の通り掲げます。



第5次総合計画の将来像（芦屋市として今後10年間で目指すべき姿）

人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市

人口減少・少子高齢化をはじめ、ICTの急速な発達やグローバル化の進展など、社会情勢が大きく変化している中で、これまでの取組の延長線上だけでは住みやすいまちの持続は難しくなると考えられます。国際文化住宅都市として先人が築いてきた住環境や暮らしに根付く文化、地域のネットワークなど、芦屋ならではのまちの良さを継承しながら、市民と行政が未来を共有し、協働することで、住宅都市としての強みを磨き、さらなる魅力を創造していきます。そして、将来の世代にわたって、人々の笑顔があふれ、誇りを持てるまち、さらには多くの人に憧れと夢を持って選ばれる「住み続けたいまち、住んでみたいまち芦屋」を目指します。

まちづくりのキャッチフレーズ
ア シ ヤ
A S H I Y A
ス マ イ ル
S M I L E
ベ ー ス
B A S E

市民ワークショップで提案された将来像「ASHIYA SMILE BASE」は、笑顔があふれる市民みんなのホームタウンをイメージし、第5次総合計画の将来像をコンパクトに表現したものとします。これを、市民と職員が総合計画を我が事として関わり将来像を実現していくためのキャッチフレーズとします。

3 まちづくりの基本方針

基本方針

未来の創造 ～ 持続可能な心弾むまちを未来へつなぐデザイン

日本は、人口減少や少子高齢化の局面を迎えており、世界でも類を見ない課題先進国です。

本市でも、人口はピークを越え、減少局面を迎えるとともに少子高齢化はさらに進むと想定されます。これらの社会の変化を見据えながら持続可能なまちづくりを進めることがますます重要になります。特に、多様な主体の活躍推進と、その担い手となる人材をどう育てるのが肝要です。

まちは「今」だけではなく、「未来」へ受け継がれます。人口が減少していく中でも、芦屋市を次世代に健全な姿で引き継ぎ、ワクワクできるまちにしていくために、まちの魅力をどのように守り、変えていくのか、市民・行政・企業・地域団体等「オール芦屋」で広い視点を持ち、新たな課題による価値観の変化にも柔軟に対応し、ICTなどの技術も活用しながら、時代に応じた取組を進めていきます。

基本方針を構成する3つの視点

人のつながり ～ 時代に適い、多様に紡がれるネットワーク

ICTの発達やグローバル化が進み、急速に変化していく時代に今までと同じつながり方を続けることは難しいですが、暮らしやまちを豊かにするためには、人と人とのつながりが必要であることは変わりません。本市のあらゆる施策にも、コミュニティやつながりが重要な要素を占めます。

本市では従来から自治会活動が活発ですが、担い手の問題や価値観の変化に伴う新規会員獲得の伸び悩みなど、地域を支える団体にも継続性をはじめとした問題があります。

これからは、ますます、幅広い年代の市民や市内で活動する法人や各種団体と協力しながら、市民力によるまちづくりが一層求められます。今までの良さも認めながら、その時代、その地域、その人に合った交流のあり方を築いていきます。

暮らしやすさ ～ 地域に包まれ安らぎを感じる暮らし

安心便利に生活を送れる環境が整っていることは、安定した市民生活の基本です。本市が経験した阪神・淡路大震災の記憶や教訓を継承しながら、近年頻発する大規模自然災害や今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震、加えて新たな感染症への対応など、安全・安心に暮らせるまちづくりが求められています。

また、コンパクトな都市である本市は、鉄道等公共交通機関が発達した便利なまちですが、一方で地形やまちの成り立ちによって地域毎に特性があり、暮らす市民も多様で、それぞれのニーズに対応していく必要があります。

子どもや高齢者など、様々な背景を持つ人が居住する中、お互いに尊重し、助け合い、ユニバーサルデザイン^{*1}も取り入れた包摂的なまちを目指して、あらゆる人が安心して暮らしやすく、それぞれのスタイルで活躍でき、自己実現ができるまちづくりを進めます。

*1 ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

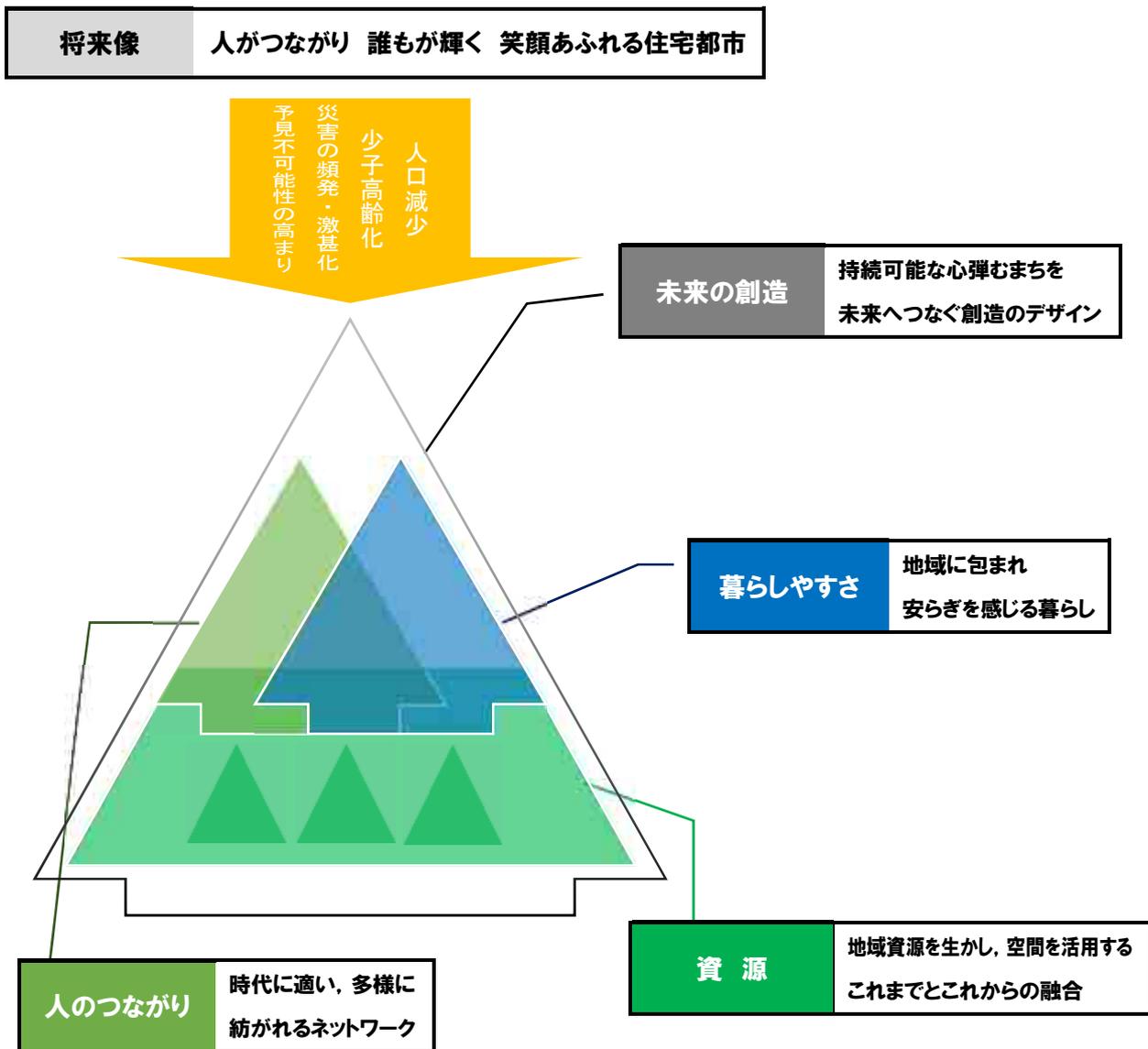
資源 ～ 地域資源を生かし、空間を活用する、これまでとこれからの融合

地域にはハード・ソフトの様々な資源があり、これがまちづくりの源泉となります。

本市は、山や海の自然に囲まれ、各時代の歴史の舞台にも登場し、多くの文化人を生み出すなど、伝統や文化も含めて魅力的な資源のあるまちであり、整備されたまちなみと暮らし文化が芦屋のイメージを創ってきました。

しかし、時代の変化につれて徐々にその姿を変えてきています。その魅力を市民があまり知らない、十分生かされていないという問題もあります。また、時には新しい価値観が既存資源と対立することもあります。更には都市空間の活用にも変化が生じると考えられます。

洗練された住宅都市としてこれまで築いてきた本市が誇る資源について、残すべきものは残し、また、既存のものに新たな価値を加えるなど変えるべきものは変え、時代とともに新たな芦屋スタイルとして進化させ、活用していきます。そして、その魅力を発信しながら、情報の交流などにより、価値創造の好循環を生みだしていきます。



1 施策体系

<分野>	<施策目標>	<基本施策>
子育て・教育 施策分野1	施策目標1 誰もが安心して生み育てられる環境が充実している	1-1 仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます 1-2 子どもの命と健康が守られ、安心して子育てできる環境をつくります
	施策目標2 未来への道を切り拓く力が育っている	2-1 子どもや若者の健全な成長を支えます 2-2 就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携・協働し、未来を見据えた教育環境を整えます
	施策目標3 生涯を通じた学びの文化が醸成されている	3-1 文化の継承と活用に努めます 3-2 市民による学びの仕組みづくりを進めます
福祉健康 施策分野2	施策目標4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる	4-1 地域共生社会の実現に向けた取組を推進します 4-2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます 4-3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します
	施策目標5 健康になるまちづくりが進んでいる	5-1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしく生き生きと過ごすことができる取組を進めます
市民生活 施策分野3	施策目標6 良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている	6-1 清潔なまちを協働で維持する取組を進めます 6-2 環境へ配慮した都市生活の仕組みを築き、意識を高めます 6-3 本市の特性に合った商業の活性化を目指します 6-4 行政サービスの利便性を高めます
安全安心 施策分野4	施策目標7 災害に強いまちづくりがすすんでいる	7-1 まちの防災機能を高めます 7-2 自助、共助、公助の連携により、災害に備えます
	施策目標8 日常の安全安心が確保されている	8-1 地域などと連携し防犯の向上に取り組みます 8-2 交通ルールを守る意識を高め、歩きやすいまちとなるよう取り組みます 8-3 誰もが安心して適切な医療を受けられる地域を目指します
都市基盤 施策分野5	施策目標9 住宅都市の魅力が受け継がれ、高められている	9-1 まちなかの緑の持続可能な整備に努めます 9-2 良好な景観を守り、魅力を伝えます 9-3 地域の価値を高める公共空間の活用を進めます 9-4 良質な住環境を維持し、住宅ストックを活用します
	施策目標10 持続可能なインフラ整備が進んでいる	10-1 持続可能な交通インフラを保全します（道路・橋梁） 10-2 持続可能な生活インフラを保全します（上下水道・ごみ処理施設） 10-3 市内交通の円滑化に向けて取り組みます
行政経営 施策分野6	施策目標11 協働の意欲が高まり市民主体のまちづくりが進んでいる	11-1 地域が主体となってまちづくりを行う仕組みを構築します 11-2 効果的・効率的な情報共有に努めます
	施策目標12 人口減少社会に対応した健全で効果的な行財政運営が行われている	12-1 長期的視点に立った行財政改革を行います 12-2 持続可能な行政サービスの提供に向け、官民に捉われない施設の効率的な運営や最適な配置を進めます
	施策目標13 急速な社会変化に対応できる組織になっている	13-1 不確実性が高まる社会に適應できる行政運営を行います 13-2 職員が能力を発揮し、効率的な行政運営を行えるよう、「働き方改革」を進めます

2 分野別施策

< 施策分野 1 子育て・教育 >

施策目標 1 誰もが安心して生み育てられる環境が充実している



■概要

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組
年々、出生数は減少していますが、共働き世帯が増加し、就学前教育・保育環境の整備へのニーズが高まっていることから、待機児童など諸課題の解消に向け、すべての就学前の子ども達の最善の利益につながるよう「市立幼稚園・保育所のあり方」を公表し、施設の再編整備や民間活力の導入を進めました。
放課後の子どもの居場所づくりでは、放課後児童クラブ*2を小学校の全学年で実施しました。
また、母子健康手帳の交付時に保健師が申請者全員の面談を実施するとともに、子育て世代包括支援センター*3を設置し、専門スタッフによる妊娠期から子育て期の切れ目ない支援に取り組みました。
- 課題
受け入れ可能な保育児童数は増加したものの、依然として待機児童解消が課題となっています。
また、近年、児童虐待の顕在化など子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、母子保健施策と子育て支援施策の一層の連携が求められています。
- 第5次総合計画前期基本計画での方向性
「仕事と子育てを両立できる環境整備」、「子どもの命と健康が守られ、安心して子育てできる環境づくり」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

指標		現状値	目標 (R7)
① 待機児童数(人)	就学前	181	0
	放課後児童クラブ	0	0
② 子育てで困った時に相談できる相手がいる人の割合 (%)		95.5	維持
③ 地域子育て支援拠点事業の利用者数(人)		8,082	61,452
④ 子育て世代の保護者の子育て環境や支援への満足度 (%)		23.6	29.0

■関連する主な条例や課題別計画等

- *2 放課後児童クラブ：学校の放課後等、保護者が就労等で家庭を不在にする小学生を対象に、遊びを通じて生活指導その他児童の健全育成を図ることを目的とする事業。全市立小学校で実施。
- *3 子育て世代包括支援センター：妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言を関係機関と連絡調整しながら行い、妊娠期から子育て期を切れ目なくサポートする機関。保健福祉センター2階にあり、保健師が常駐している。

- 第2期子育て未来応援プラン「あしや」（令和2～6年度）
- 第3期教育振興基本計画（令和3～7年度）
- 第3次健康増進・食育推進計画（平成30～令和4年度）

<基本施策，主な施策>

1-1 仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます

1-1-1 社会環境の変化に応じた就学前教育・保育施設の整備

保育ニーズを的確に把握しながら，民間保育施設の誘致など官民が協働して取組を進めます。

1-1-2 子どもたちが放課後などを安全・安心に過ごせる居場所づくり

放課後児童クラブと関連事業との連携強化に加え，学校・地域・企業と協働しながら，あしやキッズスクエア^{*4}事業を充実します。

1-2 子どもの命と健康が守られ，安心して子育てできる環境をつくります

1-2-1 子育て家庭への経済的支援

経済的な理由で子どもを生み育てることが困難な状況にならないよう支援を推進するとともに，ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため，就労支援等総合的・継続的な支援を実施します。

1-2-2 児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応のための相談・支援体制の強化

子ども家庭総合支援室^{*5}において要保護児童対策地域協議会^{*6}を運営し，子ども家庭センター・警察・学校・地域等の関係機関との連携体制の充実により，虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

1-2-3 妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実

子育て世代包括支援センター等での相談から支援体制までの充実や養育支援訪問などにより，個々の家庭が抱える養育上の問題解決・軽減を図ります。

1-2-4 子育て世代間や多世代で交流を図り，情報を共有できる機会と場所の提供

子育て家庭が互いに交流できるよう，「つどいのひろば^{*7}」や「あい・あいる一む^{*8}」等の身近な地域での交流や相談支援事業を実施します。

*4 あしやキッズスクエア：文部科学省の放課後子ども教室推進事業として，全市立小学校で実施。企業や地域のかたの参画も得ながら様々なことを学ぶ体験プログラムと，児童が放課後や長期休業中などを安心して過ごせる居場所を提供する事業。

*5 子ども家庭総合支援室：すべての子どもとその家庭や妊産婦等を対象として，実情の把握，情報の提供，相談等必要な支援を行う，地域の資源や必要なサービスと有効的につながるソーシャルワークを中心とした機能を担う。

*6 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている児童等の早期発見及び適切な保護と，養育の支援が必要な児童や出産前から養育について支援が必要な妊婦等への適切な支援を図るため，児童福祉法に基づき設置する機関。

*7 つどいのひろば：子育て中の親子が集い，相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場で，地域の子育て関連情報の提供や子育て支援に関する講習等も実施している。

*8 あい・あいる一む：地域の主任児童委員，民生委員・児童委員が，子育て親子の仲間づくりや情報交換の場として，市内の公共施設で開催している。

施策目標2 未来への道を切り拓く力が育っている



■概要

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組
子どもや若者の健全育成では、若者相談センター「アサガオ」^{*9}の受付体制の拡充、セミナー等の実施などにより相談件数が増加し、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者の自立と社会参加を支援する環境を強化しました。
また、教育環境の充実では、ICT環境の整備、小学校の英語学習の教科化に向けたALT（外国語指導助手）の配置、就学前教育・保育施設と学校・家庭・地域が連携した教育活動の取組などを進めました。
- 課題
スマートフォンが急速に普及し、低年齢層にもインターネットが身近な存在になるなど、子どもや若者を巡る環境は大きく変化しています。
また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、プログラミング教育や外国語教育の導入など時代に応じた教育を地域と連携しながら推進するとともに、継続してインクルーシブ教育・保育に取り組んでいく必要があります。
- 第5次総合計画前期基本計画での方向性
「子どもや若者の健全育成」、「就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携・協働し、未来を見据えた教育環境の整備」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

指標		現状値	目標(R7)
① 若者の自己肯定感(%)	中学生	34.1	40.0
	15～39歳	49.2	50.0
② 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合(%)	小学生	83.9	87.0
	中学生	69.1	72.0
③ 子どもと接する機会がある人の割合(%)		65.3	68.0

■関連する主な条例や課題別計画等

- 第2期子ども・若者計画（令和2～6年度）
- いじめ防止基本方針（平成30年改定）
- 第3期教育振興基本計画（令和3～7年度）
- 教育指針（毎年更新）

^{*9} 若者相談センター「アサガオ」：社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり、ニート、不登校等の困難を有する子ども・若者及びその家族の自立や支援を行うための若者相談窓口のこと。

- 第2期子育て未来応援プラン「あしや」（令和2～6年度）

<基本施策，主な施策>

2-1 子どもや若者の健全な成長を支えます

2-1-1 社会的な問題に対する地域や家庭での取組の推進

子どもたちを巡るいじめや性，インターネットに関する問題や子どもの貧困などの現代的な社会問題に対応するため，地域や家庭と連携した取組を推進します。

2-1-2 就学前の子ども，児童・生徒，青少年の悩みへの対応，解消や社会参加の促進

広報・啓発の充実を図りながら，相談事業などにより子ども・若者を支援します。

2-2 就学前教育・保育施設，学校，家庭，地域が連携・協働し，未来を見据

えた教育環境を整えます

2-2-1 インクルーシブ教育・保育システム^{*10}の推進

配慮を必要とする子ども^{*11}の支援を充実し，インクルーシブ教育・保育システムを推進します。

2-2-2 時代に応じた質の高い教育・保育環境の整備

就学前教育・保育施設における官民共同による教育・保育研究及び小学校との円滑な接続，小中学校における外国語教育・食育などを推進し，教育・保育環境の充実により質の向上を図るとともに市立幼稚園での3歳児保育の試験的な実施と検証を行います。

2-2-3 ICTを有効活用した教育の推進

未来を担う子どもたちが，社会環境が変化するなかでも豊かな創造性を発揮できるようICTを有効活用し，誰一人取り残すことのないそれぞれの子どもに適した教育を実践します。

2-2-4 就学前教育・保育施設，学校，家庭，地域が連携し，社会の中で学べる環境づくり

地域全体で未来を担う子どもの成長を支えるため，自主的な活動を行うコミュニティ・スクール^{*12}への支援，あしやキッズスクエア，トライやる・ウィーク^{*13}の充実など地域での交流を進めます。

*10 インクルーシブ教育・保育システム：個別的配慮が必要な人と他の人が共に学び育ちあう教育及び保育のこと。個別的配慮が必要な人が排除されないこと，自己の生活する地域において教育・保育の機会が与えられること，個人に必要な配慮や支援が提供されること等が必要とされている。

*11 配慮を必要とする子ども：障がいのある子ども，医療的ケアの必要な子ども，外国語・外国にルーツのある子どもなど。

*12 コミュニティ・スクール：小学校区を基本とした地域において，文化活動・スポーツ活動・福祉活動・地域活動等を通じて，よりよいコミュニティの創造・発展を図ることを目的とする団体。昭和53年（1978年）から順次設立され，現在9団体が小学校等を利用し，活動している。

*13 トライやる・ウィーク：学校・家庭・地域の三者が連携して，中学生の心の教育の充実を図ることを目的として実施する事業で，中学校2年生が，学校を離れて地域のボランティアの指導のもと，職場体験，福祉体験，勤労生産活動等，5日間，様々な体験活動を行う。

施策目標3 生涯を通じた学びの文化が醸成されている



■概要

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組
公民館，美術博物館，谷崎潤一郎記念館等の社会教育施設・文化施設や会下山遺跡・旧山邑家住宅などの文化財を活用して，数多くのイベントやワークショップ等を開催しました。
図書館では，本館を大規模改修して利用環境を整備するとともに，芦屋市文化ゾーン^{*14}連携事業としての読書イベント「niwa-doku」の実施，小学校での出前授業など読書機会の充実を図りました。
また，スポーツ推進実施計画等に基づき，ライフステージに応じたスポーツ，学校や地域と連携した取組，スポーツ文化^{*15}，芦屋らしいスポーツを推進しました。
さらに，あしや学びあいセミナー^{*16}や芦屋川カレッジ^{*17}学友会と連携した夏休み子ども教室の開催など，市民が自ら学んだことを社会に還元する仕組みの構築に取り組みました。
- 課題
芦屋の文化を次の世代に継承するためには，シビックプライドの醸成につながるまちの魅力を発信するとともに，幅広い年代の市民が継続して自主的に活動する仕組みづくりを促進する必要があります。
- 第5次総合計画前期基本計画での方向性
「文化の継承と活用」，「市民による学びの仕組みづくり」の観点に立脚した取組を推進します。

*14 芦屋市文化ゾーン：伊勢町にある図書館・谷崎潤一郎記念館・美術博物館の3館により形成されるエリア。

*15 芦屋らしいスポーツ文化：阪神間モダニズムの中心地としてゴルフ，テニス，登山など伝統的に発展してきたスポーツを大切にしつつ，種目にとらわれず様々なスポーツへの関わりを通して市民が楽しみながら健康で自分らしく輝き，充実した生活を目指すこと。

*16 あしや学びあいセミナー：芦屋市社会教育関係登録団体が，それぞれの団体が専門とする内容で市民を対象に実施する出前講座。

*17 芦屋川カレッジ：60歳以上の市民を対象に公民館が生涯学習の機会を提供する事業。参加者が学ぶ楽しさ，友との出会い，交流を通じて，より豊かな人生を一緒に送れるようになることを目的とする。カレッジ大学院は，芦屋川カレッジを卒業した方に対し，さらに学べる場を提供するもの。

■指標

指標	現状値	目標(R7)
① 芦屋市内の主な歴史的・文化的な資源を知っている人の割合(%)	64.1	70.0
② 月に1回はスポーツ、芸術、歴史に触れるために外出している人の割合(%)	42.5	50.0
③ この1年間で自発的に学びを得る機会があった人の割合(%)	46.9	52.0

■関連する主な条例や課題別計画等

- 文化基本条例（平成22年条例第1号）
- 文化財保護条例（平成元年条例第7号）
- 第2次文化推進基本計画（平成29～令和7年度）
- 第3期教育振興基本計画（令和3～7年度）
- 第2次生涯学習推進基本構想（平成21年策定）
- スポーツ推進実施計画（後期）（令和元～5年度）

<基本施策，主な施策>

3-1 文化の継承と活用に努めます

3-1-1 歴史的・文化的な資源の活用推進

個性豊かで幅広い芦屋文化が創造されるまちづくりの実現を目指し、社会教育施設・文化施設の有効利用や史跡・文化財などの保存・活用を推進します。

3-1-2 多様な連携による読書のまちの推進

市民が知識や教養を高めることができるよう、図書館利用の促進に加え、学校図書館との連携充実などに取り組みます。

3-1-3 誰もが健康で豊かなスポーツ文化を楽しめる環境の推進

地域や団体、学校と連携しながら「する・みる・ささえる」スポーツ文化を醸成し、すべての市民が楽しめる環境づくりを進めます。

3-2 市民による学びの仕組みづくりを進めます

3-2-1 市民による生涯を通じた学習の支援

知の循環型社会^{*18}を推進し、自らがリーダーとなって活躍できる人材・団体の支援に取り組みます。

*18 知の循環型社会：個々の学習成果が社会に還元、活用され、市民の生きがいや更なる学習意欲につながり、学習する人が増え広がるというプラスの循環が仕組みとして出来上がった社会。

施策目標 4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる



■概要

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組

福祉サービス提供基盤の整備をはじめ、高齢者を地域で支える体制づくり、障がいのある人の就労支援、生活困窮者の自立支援を進めました。

また、各種展示事業や平和記録集の発行など市民の平和意識の醸成を図る事業に加え、性的少数者など様々な人権課題について講演会等を通じて啓発を行い、多様性と人権が尊重される社会づくりに向けた取組を進めました。

男女共同参画の視点では、女性の個々の状況に応じて包括的に支援する「女性が輝くまち芦屋」プロジェクトを開始しました。

国際交流事業では、多言語や「やさしい日本語」を用いて情報を提供するとともに、外国人向けの防災訓練や災害時外国人支援講座、外国にルーツを持つ方との交流や講演会等により、多文化共生のまちづくりを進めました。
- 課題

地域や家庭でのつながりが希薄化し、相互扶助機能が弱まる中、社会的な支援が必要な人への対応はますます重要となっており、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、お互いの人権を尊重し合い、誰も取り残されることなく、自分に合った役割を担い、お互いに支え合う地域づくりを更に進めていかなければなりません。
- 第5次総合計画前期基本計画での方向性

「地域共生社会の実現」、「誰もが地域で暮らしやすいまちづくり」、「平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

指標		現状値	目標 (R7)		
①	地域の活動や行事に参加している人の割合 (%)	41.2	50.0		
②	日常生活で困った時に相談できる人や場所がある (ある) 人の割合 (%)	66.2	75.0		
③	障がいのある人に対する地域の理解が進んできたと感じる人の割合 (%)	19.0	35.0		
④	夫婦間での家事・育児の分担の割合が「同程度・適宜分担」と回答した人の割合 (%)	家事	理想	55.8	65.8
			現実	25.8	33.8
		育児	理想	61.7	68.7
			現実	28.3	38.7

■関連する主な条例や課題別計画等

- 芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例 (令和2年条例第28号)
- 第3次地域福祉計画 (平成29～令和3年度)
- 第9次芦屋すこやか長寿プラン21 (令和3～5年度)
- 障がい者(児)福祉計画第7次中期計画 (令和3～8年度)
- 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 (令和3～5年度)
- 第4次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針 (令和2年度策定)
- 男女共同参画推進条例 (平成21年条例第10号)
- 第4次男女共同参画行動計画ウィザズ・プラン (第2次女性活躍推進計画含む) (平成30～令和4年度)

- 第2次配偶者等からの暴力対策基本計画（平成30～令和4年度）

<基本施策，主な施策>

4-1 地域共生社会の実現に向けた取組を推進します

4-1-1 包括的支援体制の構築

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため，本人や世帯への継続的な支援や地域とのつながりづくり等，包括的な支援体制を整備します。

4-1-2 地域の住民や事業者をはじめとした多様な主体の参加と協働による地域力の向上

地域発信型ネットワーク^{*19}，共助の地域づくり推進事業等を推進します。

4-2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます

4-2-1 地域から孤立している人や経済的に困窮している人への適切な支援

生活困窮者自立支援制度^{*20}を中心として，相談・支援事業の充実を図ります。

4-2-2 高齢者がいつまでも安心して暮らせる取組の推進

高齢者を支える地域包括ケアシステム^{*21}と認知症施策の総合的な取組を推進します。

4-2-3 障がいのある人が活躍できる環境整備

障がいへの理解・差別解消の普及啓発に取り組み，障がいのある人が活躍できる場づくりを推進します。

4-3 平和と人権が尊重され，誰もが活躍できる社会の実現を目指します

4-3-1 男女共同参画意識が浸透し，女性が活躍できるまちを目指したエンパワメント^{*22}事業の展開

男女共同参画社会を実現するため，固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組や女性の活躍を支援する事業を推進します。

4-3-2 多文化が共生する地域づくり

「潮芦屋交流センター」を国際交流と地域コミュニティの活動の拠点として活用し，市内在住外国人の支援，社会参画の促進，多文化共生を推進します。

4-3-3 市民一人一人の多様性が尊重され，安心して暮らせる環境づくり

様々な機会を捉えた人権教育・人権啓発を実施し，権利擁護に関わる施策を推進します。

4-3-4 平和な世界の実現に向けた施策の実施

戦争が最大の人権侵害であるという観点から，平和意識の醸成と次世代への継承に向け，平和首長会議等と連携し，講演会等の啓発事業に取り組みます。

*19 地域発信型ネットワーク：地域での福祉課題を早期に発見し，課題解決に向けた取組を進めるため，自治会などの地域住民や民生委員，行政，専門職，関係団体による情報共有・連携強化を目的とする会議を開催したり，課題解決に向けた具体的な取組を進めるシステムのこと。事務局は芦屋市社会福祉協議会が担う。

*20 生活困窮者自立支援制度：生活困窮者自立支援法に基づき，経済的な困窮や社会的孤立の状態にある人などを対象に，一人一人の困りごとや不安の相談に応じて，支援プランを一緒に考え，安定した生活に向けて仕事や住まいなど様々な面での支援を行う制度。

*21 地域包括ケアシステム：要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう，住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供していくこと。

*22 エンパワメント：自らの力で生活をコントロールできる能力を獲得・発揮すること。

施策目標5 健康になるまちづくりが進んでいる



■概要

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組
健康増進・食育推進計画に基づき、定期的な健康診査の受診や予防接種の促進などの健康づくり関連施策を推進するとともに、高齢者が生きがいを持って社会参加できる機会の拡充や介護予防の取組を推進しました。
- 課題
からだの健康，こころの健康を保持増進することが重要であり，普段は自分の健康について意識をしていない人にも，健康につながる行動を促す環境を整え，今後も，生活習慣病予防や健康寿命の延伸による生活の質の維持向上のため，市全体での生涯を通じた健康づくりが重要となっています。また，社会経済活動を維持しながらも感染症の予防・収束に向けた「新しい生活様式」の啓発などに取り組む必要があります。
- 第5次総合計画前期基本計画での方向性
「市民の健康づくりを促し，市民一人一人がいつまでも自分らしく生き生きと過ごることができるまちづくり」の観点に立脚して，健康づくり行動や食育活動の支援，スポーツ環境づくりと高齢者の生きがいづくり，介護予防に加え，感染症の拡大防止などの取組を推進します。

■指標

指標	現状値	目標(R7)	
① 週3回以上の運動習慣がある人の割合(%)	24.1	50.0	
② 毎年健康診査・定期健康診断を受けている人の割合(%)	70.3	75.0	
③ 適正体重の人の割合(%)	76.5	維持	
④ 要支援・要介護認定率の全国との比較(%)	全国	18.7	全国平均から
	本市	19.9	+0.9ポイント以内

■関連する主な条例や課題別計画等

- 第3次健康増進・食育推進計画（平成30～令和4年度）
- データヘルス計画（平成30～令和5年度）
- 第9次芦屋すこやか長寿プラン21（令和3～5年度）
- 新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年策定）

5-1 市民の健康づくりを促し，いつまでも自分らしく生き生きと過ごすこ

とができる取組を進めます

5-1-1 高齢者が健康で，社会と関わり，楽しみ，活躍できる場の整備

高齢者がいつまでも活躍できるよう介護予防，認知症予防に取り組み，自身のできることを，したいことを地域での生きがい活動やボランティアなどの社会活動への参加につなげます。

5-1-2 多様な主体との連携による気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築

健康の保持増進を図るため，特定健康診査やがん検診の受診率向上に取り組み，ポイント制度を活用した事業や食育，スポーツ活動の推進，こころの健康に関する正しい知識の習得の支援に加え，公衆衛生の向上のため，予防接種しやすい環境整備と未接種者対策を推進します。

5-1-3 新たな感染症の拡大防止

新たな感染症が拡大した場合に，被害を最小限に抑えながら社会経済活動が維持できるよう，感染症の予防・収束に向けた対策を充実し，柔軟に対応しながら適切な啓発に取り組みます。

施策目標6 良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている



■概要

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組

良質な住環境の維持，向上を図るため，官民協働による清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（以下「市民マナー条例」という。）の周知や来訪者等への阪神間合同での取組など，新たな情報発信を進めるとともに，ごみの減量化など環境負荷低減の施策や市内生息生物の実態調査など豊かな自然環境の保全に取り組みました。

また，商業分野においては，中小企業・小規模企業振興基本条例を制定，創業・経営継続支援の拠点となるコワーキングスペース^{*23}新設への補助，阪神間モダニズム文化をブランドとして活用する事業などを実施しました。
- 課題

市民アンケートでは，まちの清潔さや自然環境の豊かさの評価は高いものの，商業の活性化・利便性への満足度は低くなっています。地球温暖化への防止にも取り組みながら本市の特徴でもある美しいまちを市民とともに維持しつつ，本市の規模や地域特性に応じた賑わいを創出し，良好な住生活環境の形成に努めます。また，新型コロナウイルスによる影響を受けた事業者に対する経営継続の支援も求められます。
- 第5次総合計画前期基本計画での方向性

「清潔なまちを協働で維持する」，「環境へ配慮した都市生活の仕組みを築き，意識を高める」，「地域特性に合った商業の活性化」，「行政サービスの利便性向上」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

指標	現状値	目標 (R7)
① 芦屋市が美しく清潔だと思う人の割合 (%)	87.4	92.1
② 地球温暖化防止に向けた取組全5項目のうち，実施項目数 (平均)	2.93	3.20
③ 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	943.1	882.2
④ 市内の商店街・商業施設を以前から利用もしくは最近利用するようになった人の割合 (%)	28.8	31.1
⑤ 市の行政手続きが利用しやすいと感じる人の割合 (%)	65.6	70.0

*23 コワーキングスペース：相互にアイデアや情報を交換し，オフィス環境を共有することで生まれる相乗効果を目指すコミュニティ・スペース。本市では，セミナーや専門家による相談支援を受けることができ，新規創業者同士や既存事業者との交流により，販路拡大，連携事業などにつなげることを目的としている。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（平成 19 年条例第 13 号）
- 第 2 次市民マナー条例推進計画（令和元～5 年度）
- 第 3 次環境計画（平成 27～令和 6 年度）
- 森林整備計画（平成 29～令和 9 年度）
- 第 5 次環境保全率先実行計画（令和 3～7 年度）
- 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 12 年条例第 32 号）
- 一般廃棄物処理基本計画（平成 29～令和 8 年度）
- 中小企業・小規模企業振興基本条例（平成 30 年条例第 24 号）

<基本施策，主な施策>

6-1 清潔なまちを協働で維持する取組を進めます

6-1-1 市民マナー条例をはじめとした快適なまちづくりの推進

市民マナー条例をはじめ，ごみの出し方やまちの清掃を市民一人一人が心がけ，マナーを守る清潔なまちづくりを推進します。

6-2 環境へ配慮した都市生活の仕組みを築き，意識を高めます

6-2-1 ごみの減量化，再資源化事業の促進

環境に配慮した暮らしやまちづくりが進むよう，3R^{*24}や事業系ごみの適正処理などを推進します。

6-2-2 地球温暖化防止に向けた取組

地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減に向け，節電などの省エネに関する啓発をより一層推進します。

6-2-3 自然環境を守る意識の向上と自然に触れる機会の創出

豊かで多様な本市の自然環境の継承に向けて，市民が生物の多様性に関心を持ち，身近な自然に親しみ，自然環境を守り共生する意識の醸成に取り組みます。

6-3 本市の特性に合った商業の活性化を目指します

6-3-1 起業・創業・経営継続の支援

中小企業・小規模企業振興基本計画に基づき，コワーキングスペースを活用した創業支援や情報の発信など事業者に寄り添った経営継続の支援に取り組みます。

6-3-2 住宅都市としての価値を高める商業活性化の推進

商店街への支援など，住宅地としての価値を高める商業活性化事業を推進します。

6-4 行政サービスの利便性を高めます

6-4-1 新たな技術や手法の見直しによる持続可能な行政サービスの利便性の向上

ICT やマイナンバー等を活用し，オンライン手続きの充実など業務変革により行政サービスの利便性の向上を図ります。

*24 3R：Reduce（リデュース，発生抑制），Reuse（リユース，再使用），Recycle（リサイクル，再生利用）を表す。Reduce から優先度が高い。

施策目標7 災害に強いまちづくりがすすんでいる



■概要

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組
公共施設やライフライン、住宅の耐震化、無電柱化、防火水槽の整備などのハード対策に加え、防災情報の発信ツールの多重化のほか、将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震に対応するため、津波一時避難施設の指定やハザードマップ等を活用した市民啓発、要配慮者の把握、防災訓練の実施などのソフト対策も進めました。
- 課題
近年、大規模な災害が日本各地で頻発しており、本市においても、行政のできることに、市民のできることに、それぞれの日頃の備えが課題であり、今後も国や県、地域と一体となった防災・減災に向けた取組を推進しながら、大規模自然災害や新たな感染症の流行が起こっても機能不全に陥らず、様々な局面に対応可能な地域づくりを目指す必要があります。さらに、新型コロナウイルス感染症により避難所のあり方に変化が生じており、安心して避難できる環境が求められています。
- 第5次総合計画の前期基本計画での方向性
「防災機能の向上」、「自助、共助、公助の連携による災害対策」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

指標	現状値	目標(R7)
① 住宅の耐震化率(%)	96.7	98.0
② 土砂災害特別警戒区域及び津波浸水想定区域での地区防災計画*25の策定割合(%)	6.0	50.0
③ 災害時への備え全11項目のうち、実施項目数(平均)	3.44	5.20

■関連する主な条例や課題別計画等

- 耐震改修促進計画（平成20～令和7年度）
- 強靱化計画（平成29～令和3年度）
- 無電柱化推進計画（平成30年策定）
- 地域防災計画（毎年更新）
- 水防計画（毎年更新）

*25 地区防災計画：市内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者）が行う自発的な防災活動に関し、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的とする地区居住者が策定する計画。

- 国民保護計画（平成 28 年変更）
- 危機管理指針（平成 25 年改訂）
- 第 3 次地域福祉計画（平成 29～令和 3 年度）

<基本施策，主な施策>

7-1 まちの防災機能を高めます

7-1-1 適切な情報提供による住宅の耐震改修の促進

今後発生が懸念される地震による建築物の倒壊被害を減少させるため，適切な指導に加え，住宅耐震改修や簡易耐震診断などを促進します。

7-1-2 避難所等施設の防災機能の強化

災害発生時の備えとして，感染症の予防対策を講じたうえでの災害や避難者に応じた避難所等の運営及び環境の向上や土砂災害特別警戒区域等への対策，耐震性貯水槽の整備などの強化を図ります。

7-1-3 無電柱化の推進

無電柱化推進計画に基づき，「電柱・電線のないまち」を目標に，長期的な視点で計画的かつ効率的に事業を推進します。

7-2 自助，共助，公助の連携により，災害に備えます

7-2-1 災害発生時に地域住民間で協力し合える体制を構築するための支援

地区防災計画の策定，自主防災組織等の活動との連携，防災リーダーの育成，地域防災訓練の充実及び要配慮者支援など共助の取組を支援します。

7-2-2 防災に関わる情報の効果的な発信

ホームページやテレビ，ラジオだけでなく SNS 等を活用した多様な手法により，要配慮者にも配慮し，平時からの周知や自助の重要性の啓発，災害発生時の迅速な発信，被災後の生活における必要な情報の提供に取り組みます。

7-2-3 災害発生時の体制や防災対策の充実

地域防災計画^{*26}や危機管理指針に基づく各種取組を推進するとともに，消防団への入団促進などの消防体制の充実，事業継続計画（BCP）^{*27}の見直しなどを行います。

*26 地域防災計画：本市での災害に係る処理すべき事務または業務に関し，市民や関係機関の協力業務も含めて，総合的かつ計画的な対策を定め，災害による被害を軽減し，市民の生命，財産を守るとともに，社会秩序の維持と公共の福祉の確保を目的とする市が策定する計画。

*27 事業継続計画（BCP）：災害などの緊急事態が発生した際に，重要業務をなるべく中断させず，中断してもできるだけ早期に復旧できるよう，災害対応業務のうち優先度の高い応急業務や，非常時においても優先度の高い通常業務などの対応策について定めた計画のこと。

施策目標8 日常の安全安心が確保されている



■概要

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組
防犯対策面では、防犯カメラの設置などを実施するとともに、様々な地域団体が自主的に地域パトロール活動を展開しました。
交通安全面では、警察や地域、関係団体等と一体となって交通安全対策に取り組み、児童の登下校時の見守り活動の展開、交通安全教室等の開催による交通ルール・マナーの周知・啓発などを行いました。
地域医療体制面では、住み慣れた地域で市民が安心して適切な医療を受けられるよう、地域の医療機関の連携強化に努めたほか、地域包括ケアシステムの構築を進めました。また、救急体制については、救急救命士や認定救急救命士の養成などにより質の向上に努めました。
- 課題
市内の刑法犯罪認知件数は減少していますが、スマートフォンやパソコンを使う中で巻き込まれる消費者トラブルが、近年、全国的に問題となっており、手口が多様化する特殊詐欺の発生件数や被害額は増加傾向にあります。
また、市民アンケートにおいて、交通安全に関する項目の満足度が低く、高齢者の死亡事故や自転車による事故の防止に向けた対応が求められており、防犯対策や交通安全には関係団体と連携しながら地域に合わせた取組を進めることが必要です。
医療分野においては、緊急時に適切な医療が受けられることも引き続き必要です。
- 第5次総合計画前期基本計画での方向性
「地域などと連携した防犯の向上」、「交通ルールを守る意識を高め、歩きやすいまちづくり」、「誰もが安心して適切な医療を受けられる地域」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

指標	現状値	目標(R7)
① 街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数(件)	244	147
② 人身事故の発生件数(件)	332	293
③ 救急119番通報受信から現場到着までの時間(分)	6.7	6.0

■関連する主な条例や課題別計画等

- 市民の生活安全の推進に関する条例（平成13年条例第17号）
- 第11次芦屋市交通安全計画（令和3～7年度）

- 交通バリアフリー基本構想（平成 19 年策定）
- 市立芦屋病院新改革プラン（平成 29 年策定）

<基本施策，主な施策>

8-1 地域などと連携し防犯の向上に取り組みます

8-1-1 関係機関，地域活動団体等との連携を図り，市民の安全を確保するための対策
まちづくり防犯グループ^{*28}などとの連携，見守り活動の支援，警察等との連携による情報発信に取り組みます。

8-2 交通ルールを守る意識を高め，歩きやすいまちとなるよう取り組みます

8-2-1 地域との連携による通学路合同点検による危険箇所の点検，改善

子どもたちを交通事故から守るため，学校，PTA，地域等と連携して，通学路合同点検により道路環境の改善や交通安全教育を実施します。

8-2-2 道路の安全な通行につながる対策の実施

市民が安全かつ安心して外出できる道路環境を形成するため，防護柵の整備，道路のバリアフリー化，警察と連携した違法駐車・駐輪対策を行います。

8-2-3 交通安全に関する周知・啓発の強化

交通事故を減少させるため，交通安全教室などを通じて自転車を含む交通ルールやマナーについて啓発に取り組みます。

8-3 誰もが安心して適切な医療を受けられる地域を目指します

8-3-1 救急体制の充実

救急車の適正利用を啓発するとともに，誰も取り残さない 119 番受信体制に努め，一刻も早い救急救命活動を進めます。

8-3-2 医療の地域連携の推進

市民に信頼され，安全で質の高い医療を安定的に提供できるよう，市立芦屋病院と地域における医療・福祉の関係機関との連携強化を図ります。

*28 まちづくり防犯グループ：「地域の安全は地域自らが守る」との志から結成され，防犯パトロールや子どもの見守り活動等の防犯活動やまちの美化活動等，安全で快適な暮らしの実現を目指した活動をされている，市民による自発的な地域防犯組織のこと。

施策目標 9 住宅都市の魅力が受け継がれ、高められている



■概要

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組

まちなかを花と緑で彩り緑を守り育てる活動について、オープンガーデン*29による市民参加や意識向上に向けた情報発信や啓発活動のほか、芦屋らしい景観誘導策として芦屋市屋外広告物条例の運用、無電柱化の整備などを進めました。また、地域により活用される公共空間としての公園のリニューアルや道路・公園のバリアフリー化を実施するとともに、回遊性向上と優良な都市景観のため、JR芦屋駅等に案内誘導サインを整備し、質の高い魅力ある住まいづくりとして、良好な住環境の維持、誘導の取組や、長期優良住宅の普及等を促進しました。さらに、良質な住宅ストック形成に向けては住宅相談や住宅や事業所等として活用する空き家を対象に補助を行う空き家活用支援事業を開始しました。

- 課題

社会情勢の変化や厳しい財政状況においても、これまで育んできた良好な景観を持続可能な手法で維持することが課題です。また、空き家についても目を配らせながら住宅ストックの活用を促し、市民と共に付加価値を生み出す都市空間の活用について、多様な取組を積極的に進めることで住宅都市としての魅力を捉え直し、価値観が多様化するなかでも選ばれるまちを目指す必要があります。

- 第5次総合計画前期基本計画での方向性

「まちなかの緑の持続可能な整備」、「良好な景観を守り、魅力を伝えるまちづくり」、「地域の価値を高める公共空間の活用」、「良質な住環境の維持と住宅ストックの活用」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

指標	現状値	目標 (R7)
① 定住意向 (%)	84.3	維持
② 植物の育成や管理、清掃など緑化・保全に関する活動に過去1年に1回以上かかわったことがある人の割合 (%)	15.7	20.0
③ 地域におけるまちなみとまちなかの緑の景観が美しいと感じている人の割合 (%)	91.3	維持
④ 公園を年数回以上、利用したことがある人の割合 (%)	50.9	60.0

■関連する主な条例や課題別計画等

- 緑ゆたかな美しいまちづくり条例（平成11年条例第10号）
- 都市景観条例（平成21年条例第25号）
- 建築協定に関する条例（昭和43年条例第23号）
- 生活環境保全のための建築物等の規制に関する条例（平成8年条例第25号）
- 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年条例第27号）
- 屋外広告物条例（平成27年条例第54号）

*29 オープンガーデン：「芦屋庭園都市宣言」を実現していくためのアクションプログラムのひとつで、市が主催し、市内の緑化グループが活動している花壇や個人宅の庭を巡る催し。

- 緑の基本計画（令和3年度～）
- 都市計画マスタープラン（令和3～12年度）
- 景観計画（平成27年策定）
- 景観形成基本計画（平成27年改訂）
- 公園施設長寿命化計画（令和3～12年度）
- 住宅マスタープラン（平成30～令和9年度）
- 市営住宅等ストック総合活用計画（平成22～令和11年度）

<基本施策，主な施策>

9-1 まちなかの緑の持続可能な整備に努めます

9-1-1 地域主体の緑化の推進

花と緑で彩られた芦屋をつくるため，オープンガーデン参加箇所数の維持増加や市内緑化団体の活動を支援します。

9-1-2 持続可能な緑の維持管理手法の検討

緑の基本計画に基づき，まちに潤いをもたらす街路樹や公園の緑の維持管理に取り組めます。

9-2 良好な景観を守り，魅力を伝えます

9-2-1 良質な都市景観への誘導

芦屋の美しい景観を守り，育てるため，「景観地区」の認定制度による良好な景観の創出と維持，屋外広告物条例の推進，無電柱化の推進などを図ります。

9-3 地域の価値を高める公共空間の活用を進めます

9-3-1 公園ごとの特性に合わせた更新，活用，維持管理

まちの価値を高める公共空間となるよう総合公園の活性化や地域に応じた市民による公園緑地の利活用などを推進します。

9-3-2 都市施設のユニバーサルデザインの推進

公共施設や道路・公園などの都市施設の整備に合わせ，利用者の視点を考慮したユニバーサルデザインを推進します。

9-3-3 多様な主体による公共施設の活用

行政施設・学校園施設の地域での活用や市有地の民間活用などについて検討します。

9-4 良質な住環境を維持し，住宅ストックを活用します

9-4-1 長期的な市営住宅のあり方の検討

市営住宅の適切な維持管理に加え，適正配置などを検討します。

9-4-2 住宅ストックの効果的な活用

総合的な住宅相談窓口の利活用やリフォーム改修，中古住宅流通の促進に加え，マンションの適正な維持管理やネットワークづくりの支援に取り組めます。

施策目標 10 持続可能なインフラ整備が進んでいる



■概要

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組
 橋梁や防護柵等の整備，自転車駐車場整備など，市民が安全かつ快適に移動できる環境整備のほか，本市の保有する建築物，上下水道，公園等の施設更新を行い，適切な維持管理と長寿命化を進めました。さらに，JR 芦屋駅周辺の交通結節機能を強化するため，駐輪場の集約化，駅前広場地下空間の活用検討，バス路線の再編について関係機関との協議，JR 芦屋駅南地区における第二種市街地再開発事業の都市計画決定，事業計画策定などを行いました。
- 課題
 他都市と同様に，高度経済成長期に整備された多くの公共施設やインフラ施設の老朽化対策が大きな課題となっています。特に，一定の期間を経て廃止に向かうごみ収集パイプライン，更新時期が近付いているごみ処理施設は，長期間に渡って多額の費用が発生する見込みであり，今後も本市の都市インフラを安全で快適かつ持続可能なものとするため，より効率的な手法を研究し，計画的な維持管理・更新・整備を図る必要があります。また，利便性が高い東西の移動と比較して，南北の移動については課題があり，交通のさらなる円滑化に向けて取り組む必要があります。
- 第5次総合計画前期基本計画での方向性
 「持続可能な交通インフラの保全」，「持続可能な生活インフラの保全」，「市内交通の円滑化」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

指標	現状値	目標 (R7)	
① 対策が必要な橋梁の割合 (%)	18.8	0.0	
② 水道管等の耐震適合率 (%)	水道管	64.7	66.0
	配水池	39.4	81.2
③ 下水道管耐震化率 (%)	24.39	27.27	
④ 市内をスムーズに移動でき，利便性が高いと感じる人の割合 (%)	69.8	維持	

■関連する主な条例や課題別計画等

- 橋梁長寿命化修繕計画（令和2～11年度）
- 水道事業経営戦略（平成30～令和9年度）
- 水道ビジョン（平成30～令和11年度）
- 下水道中期ビジョン（平成23～令和3年度）
- 下水道ストックマネジメント計画（平成30～令和4年度）

- 公共下水道事業計画（平成 29～令和 3 年度）
- 一般廃棄物処理基本計画（平成 29～令和 8 年度）
- 総合交通戦略（平成 30～令和 10 年度）
- 自転車ネットワーク計画（平成 30 年策定）

<基本施策，主な施策>

10-1 持続可能な交通インフラを保全します（道路・橋梁）

10-1-1 橋梁の計画的な保全

今後，増大が見込まれる橋梁の補修・架替えに対応するため，橋梁の計画的な保全や廃止も視野に入れた適正化に取り組みます。

10-1-2 道路の適切な維持管理

安全で利用しやすい道路空間の確保に向け，適切な道路の補修や防護柵の整備に取り組みます。

10-2 持続可能な生活インフラを保全します（上下水道・ごみ処理施設）

10-2-1 上下水道事業の安心・安全で安定的な運営

将来に渡って上下水道施設を快適に利用できるよう，施設の計画的な維持管理，耐震化を行います。

10-2-2 ごみ処理施設の安定的な運用

ごみ焼却施設，資源化施設及びパイプライン施設の安定的な運用に向けて，適正な維持管理及び施設整備に取り組みます。

10-3 市内交通の円滑化に向けて取り組みます

10-3-1 JR 芦屋駅南地区再開発事業の推進

JR 芦屋駅南地区において，円滑な通行を確保し，近隣へも賑わいと活力が波及するよう，本市の南玄関口としてふさわしく魅力のあるまちづくりの完成に向け，市街地再開発事業を推進します。

10-3-2 市街地における道路ネットワーク機能^{*30}の形成・充実

交通の円滑化，安全性向上に加え，防災性の向上等を図るため，稲荷山線，山手線の道路整備，阪神電気鉄道の立体交差，山手第 1，2 地区^{*31}の面的整備，阪急芦屋川駅周辺の交通結節点^{*32}機能整備について調査・研究を重ね，検討を進めます。

10-3-3 自転車ネットワーク計画の推進

歩行者・自転車・自動車それぞれが安全・安心で快適に通行できる自転車利用環境に向けて，道路を整備します。

*30 道路ネットワーク機能：地域と地域をつなぐための機能

*31 山手第 1 地区：三条町の一部及び西山町全域

山手第 2 地区：東芦屋町の一部

*32 交通結節点：異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え，乗り継ぎが行われる場所，あるいは施設の総称。

施策目標 11 協働の意欲が高まり市民主体のまちづくりが進んでいる



■概要

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組
あしや市民活動センターでのNPOやボランティアに関する相談及びコーディネート事業の実施，市民活動フェスタなどのイベント開催，市民参画・協働アドバイザーの設置などを行いました。また，主体的な市民活動を促進する環境づくりとして，市民提案型事業補助金の創設，市民が「できること・したいこと」を実現できる仕組み（ひとり一役活動推進事業）の構築などを行いました。さらに，自治会活動活性化に向けた支援に加え，市民がまちや暮らしを自分でデザインするための「芦屋まちデザインラボ^{*33}」，企業団体等を含む多様な主体とともに福祉のまちづくりを考える「こえる場！」など，多様な市民参画・協働の取組も展開しました。
一方，市民への情報提供としての広報は，「伝える広報」から「伝わる広報」を目指して，市民が手に取りたくなる紙面づくりを進め，全面的なりニューアルを行いました。
- 課題
人口減少，少子高齢化，ニーズの多様化など，社会構造が変化する中，持続可能で効果的な行政運営を行うには，市民をはじめ，企業や団体等，多くの主体の参画と協働により，社会課題を解決する視点がますます重要です。行政と市民がともに考え，ともにまちづくりを進めるには，わかりやすく適切な市政情報の発信等で自治に対する関心を高めるとともに，新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも工夫しながら多様な人の知恵と力を集結し，地域が主体となって新たな課題を探索・協議できる枠組みにより，社会課題への解決策を生み出し続ける仕組みを構築する必要があります。
- 第5次総合計画前期基本計画での方向性
「地域が主体となってまちづくりを行う仕組みの構築」，「効果的・効率的な情報共有」の観点に立脚した取組を推進します。

^{*33} 芦屋まちデザインラボ：楽しくワクワクできるまちに住みたい，働きたいという思いを実現するため，どのようなことをすればよいのかを考えたり，学ぶゼミ。

■指標

指標	現状値	目標 (R7)
① 地域の活動に年1回以上参加している人の割合 (%)	35.9	40.0
② 居住する地域にとらわれない活動に年1回以上参加している人の割合 (%)	34.5	40.0
③ 市政情報の発信ができていると思う人の割合 (%)	29.0	40.0

■関連する主な条例や課題別計画等

- 市民参画及び協働の推進に関する条例（平成19年条例第5号）
- 市民参画・協働推進の指針（平成18年策定）
- 第3次市民参画協働推進計画（令和2～6年度）
- 情報提供の推進に関する指針（平成17年策定）

<基本施策，主な施策>

11-1 地域が主体となってまちづくりを行う仕組みを構築します

11-1-1 市民活動の機会の提供に努め、地域を支える人材の発掘・育成の支援

効果的な情報発信を行い、市民参画・協働の理解促進に努めるほか、市民活動センターやまちデザインラボなどの活動を通じて地域サポーターとなる人材の発掘・養成を図ります。

11-1-2 市民自らがまちの課題を解決する仕組みづくりの推進

市民、地域団体及び企業が集い、連携する機会や場の提供や、地域の課題解決への自発的な市民活動を推進し、持続可能な活動となる仕組みの構築に努めます。

11-2 効果的・効率的な情報共有に努めます

11-2-1 時代に合った媒体の活用による情報発信の充実

まちや行政の情報を多様な選択肢により発信するとともに、魅力を市内外にシェアプロモートし、芦屋に対する愛着（シビックプライド）の醸成を図ります。

11-2-2 情報を公開し、オープンガバメント^{*34}を推進

行政の透明性・信頼性の向上、行政の効率化、市民の市政への関心度向上に向け、行政情報のオープンデータ^{*35}化などによる積極的な提供を行います。

*34 オープンガバメント：「市民参加」、「透明性の向上」、「連携・協働」を原則とし、積極的な情報公開とインターネット等の活用による行政への参加を促進する概念。

*35 オープンデータ：公共データが二次利用可能なルールで公開されたデータ

施策目標 12 人口減少社会に対応した健全で効果的な行財政運営

が行われている



■概要

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組
市の保有する債権の適正管理，徴収技術の向上と適正化を進めました。
事務事業評価においては，施策毎に概要及び目標達成度を示し，事業の妥当性，有効性，効率性を検証のうえ，改善に努めました。
また，公共施設の維持管理コストを把握し，長期的な視点で検討するため，「公共施設等総合管理計画」を策定し，施設カルテの作成・公開や包括管理業務委託の導入など組織横断的なマネジメントを開始しました。
- 課題
震災復興のため増加した市債残高は，ピーク時の半分以下の水準までに改善しましたが，大幅な歳入の伸びは期待できず，少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加などに多額の経費が見込まれ，厳しい財政運営が続くことが予想されます。また，公共施設とインフラの整備についても財源不足が明らかであり，住民合意を得ながら具体的な対策を進めることが課題となっています。
計画の進捗管理と行政評価の手法も，より効率的，効果的に運用が可能で，施策の選択と集中につながる方法を検討し，公共施設については，限られた資源の中，将来にわたり行政の責任を果たすために，従来の枠に捉われず，組織横断的な体制によるマネジメントの実践や官民による全体最適を目指す手法の導入を進め，行政サービスを量的，質的に改善する必要があります。
- 第5次総合計画前期基本計画での方向性
構造的課題である人口減少・少子高齢化に起因する諸課題の解決を中心に据え，事業の優先順位に留意しながら「長期的視点に立った行財政改革」，「官民に捉われない施設の効率的な運営や最適な配置」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

指標	現状値	目標 (R7)
① 経常収支比率 (%)	96.9	94.0
② 実質公債費比率 (%)	7.3	16.0 未満
③ 将来負担比率 (%)	97.6	97.0 以下
④ 公共施設の将来更新 (大規模改修・建替) 費用 (億円/年)	30.2	27.3

■関連する主な条例や課題別計画等

- 行財政改革（令和3～7年度）
- 債権管理に関する条例（平成21年条例第13号）
- 長期財政収支見込み（毎年更新）
- 公共施設等総合管理計画（平成29年策定）

<基本施策，主な施策>

12-1 長期的視点に立った行財政改革を行います

12-1-1 適切な評価に基づく，状況に合わせた事業の見直し

効率的・効果的な行財政運営を行うため，事業の有効性や必要性について適切な評価を行い，見直すことで，社会情勢の変化に適応した事業を推進します。

12-1-2 新たな歳入確保の検討

適正な市税徴収管理を推進するとともに，少子高齢化や人口減少に伴い懸念される歳入減少に対応するため，行財政改革実施計画に基づき，新たな収入確保に取り組みます。

12-1-3 健全な財政運営

長期財政収支見込みを踏まえ，行財政改革を行う中で，財源を効果的に配分し，持続的かつ健全な財政運営を進めます。

12-2 持続可能な行政サービスの提供に向け，官民に捉われない施設の効率

的な運営や最適な配置を進めます

12-2-1 公共施設等のライフサイクルコスト^{*36}の縮減

官民で連携しながら，公共施設等の情報を整備し，維持管理，修繕，更新等に係る中長期的な経費の見込みのもとで，包括的な維持管理や最適な改修時期・規模を検討します。

12-2-2 公共施設等の統廃合・複合化等による最適な配置の検討

限られた財源の中，公共サービスの持続的な提供のため，公共施設等総合管理計画及び公共施設の最適化構想を推進し，施設の利用状況や更新時期を勘案しながら，本市に見合った施設総量となるよう，公共施設の最適配置を進めます。

^{*36} ライフサイクルコスト：施設等の計画・設計・施工から維持管理，最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額。

施策目標 13 急速な社会変化に対応できる組織になっている



■概要

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組

平成29年度から開始した行政改革により、多様な主体との連携を深めるとともに、RPAの導入など、ICTの活用を進めました。

人材育成については、階層別研修により、職員の意欲改革、資質向上を図るとともに、人事評価の導入、ベテラン職員からの技術力の継承や外部機関への職員派遣など、自ら考え行動する職員の育成に取り組みました。

また、課題対応力と危機管理能力を高める各種研修を実施したほか、市民参画・協働では、地域の方々との協働により関係性を構築するなど、職員が地域理解を深める取組を実施しました。
- 課題

社会構造の変化に伴う個人のライフスタイルの多様化が地域コミュニティにも影響を及ぼし、対応すべき課題が増加しています。限られた資源の中で、従来型の手法や職員像でのまちづくりは限界を迎えています。職員それぞれが、多様な主体と協働して課題解決ができる能力を身につけ、柔軟でスピード感のある施策展開が課題となっています。社会が急激に変化する中でも、未来を見据えて持続的に行政運営できる仕組みづくりと、蓄積した経験や技術を継承しつつ、人材登用や人事制度、組織のあり方を見直すことも含めて働き方を改革し、既存の枠を越える越境人材の育成やコミュニケーションが活性化し、創発を促進する組織づくりが必要です。
- 第5次総合計画前期基本計画での方向性

「不確実性が高まる社会に適応できる行政運営」と「職員が能力を発揮し、効率的な行政運営ができる“働き方改革”の推進」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

指標	現状値	目標(R7)
① 芦屋市で働くことに満足している職員の割合(%)	82.7	85.0
② 行政外部の人材と協働したことがある職員の割合(%)	32.1	65.0
③ ストレスチェックアンケートの総合健康リスク値	90	全職場で 120未満

■関連する主な条例や課題別計画等

- 人材育成基本方針（平成30年改訂）
- 働き方改革取組方針（令和元～3年度）
- 人材育成実施計画（平成30～令和3年度）

- 特定事業主行動計画（令和3～7年度）
- 職員の職場における心の健康づくり（平成30～令和3年度）

<基本施策，主な施策>

13-1 不確実性が高まる社会に適應できる行政運営を行います

13-1-1 多様な主体との連携強化

更なる効率的・効果的な行政サービス運営に向け，新たな発想に基づく民間事業者等多様な主体との連携強化を図ります。

13-1-2 全庁的な業務の改善

人口の減少に伴い職員数の減少が予測される中でも，持続的に行政サービスを提供するため，ICT環境の充実などによる全庁的な業務の改善，効率化に取り組みます。

13-2 職員が能力を発揮し，効率的な行政運営を行えるよう，「働き方改革」

を進めます

13-2-1 生産性向上のための適切な手法の選択と環境整備

職場環境の整備に向け，柔軟な働き方を推進します。

13-2-2 職員の能力向上とモチベーションを引き出す仕組みづくり

職員の基礎的な資質向上に資する研修はもとより，ノウハウの全庁的な継承，越境人材の育成など個人の能力を認め，活かし，専門性の高い課題にも対応できる仕組みづくりに取り組みます。